

副 本

副
本



大阪府労委 令和元年(不)第15号 スバルが丘学園事件
申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人スバルが丘学園

準備書面 (2)

令和元年10月15日

大阪府労働委員会会長様

上記被申立人代理人

弁護士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年(不)第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり主張する。

第1 労働委員会の令和元年9月13日付求釈明について

1 [REDACTED]組合員の勤務場所について

[REDACTED]組合員の勤務場所は本校である。

2 西キャンパスのアクセスについて

第4回調査期日（令和元年10月24日）の終業時刻を基準とした場合、西キャンパス最寄りのバス停（平野八幡神社前）から明石駅までの所要時間は28～32分（乙23）、西神中央駅までの所要時間は15～17分（乙24）である。

3 神戸第一高等学校教職員組合との団交について

被申立人法人は、相当以前であるが神戸第一高等学校教職員組合（当時の名称は異なる）と学校施設内で団体交渉を行ったことがある。

ただし、被申立人法人は、平成10年に、理事長の交替とともに、被申立人法人の前身である学校法人塩原学園から幼稚園・専門学校を運営するシオハラアカデミー（現・学校法人スミレ・アカデミー）が分離独立し、名称を学校法人塩原女子高等学校に変更した。さらに平成12年4月、学校法人塩原女子高等学校から名称変更するとともに、運営する学校の名称も、神戸第一高等学校に変更し、男女共学とする大きな改革を行った。

すなわち、被申立人法人が現在の体制のもと神戸第一高等学校を運営するようになったのは平成12年4月以後であるが、その後は、神戸第一高等学校教職員組合と団体交渉自体行っていない。

したがって、過去の開催場所に関する経緯は本件の先例となるものではない。

第2 団体交渉の開催場所について

申立人は、被申立人法人の提案を受け入れず、被申立人法人が運営する神戸第一高等学校の本校内において団体交渉を行うことに固執する。

しかし、学校内で団体交渉を行うことが適当でないことは被申立人法人がこれまでに主張したとおりであり、被申立人法人は、申立人に対し、団体交渉の開催場所として、神戸市中央区内の貸会議室である、神戸市勤労会館（乙19。三宮

駅から徒歩 5 分) を提案していた。

被申立人法人は、団体交渉について、上記場所に加え、申立人が希望するのであれば、神戸第一高等学校の本校から徒歩約 10 分の距離にある神戸芸術センター（乙 25）内の貸会議室で行うことを本書をもって提案する。

さらに、これら以外の場所であっても、申立人において学校外の適宜の場所を提案されるのであれば、被申立人法人においては真摯に検討する用意があることを付言する。

(C) 以上